

施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領

第1 趣旨

昨今の肥料価格の高騰による農業経営への影響が見込まれる中、その影響を最小限に留めるためには、生産者段階において、肥料コスト低減の取組を積極的に推進することが重要となっている。その実施に当たっては、地域においてまず土壤診断を行い、診断結果を基に施肥設計を見直すことにより、地域全体として効率的な施肥体系へと転換していく必要がある。

このため、肥料コストの低減に積極的に取り組もうとする地域が新たな施肥技術等を導入し、農業生産を効率的施肥体系に転換するモデル的な地区の形成を図るのに当たり、農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱（平成20年4月1日付19生産第9734号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の2ただし書による緊急事業として、土壤診断施設（以下「施設」という。）の整備に対する支援を行うものとする。

第2 事業内容

1 事業の取組等

本事業は、地域でまとまって効率的施肥体系への転換に取り組むモデル的な地区の形成を図る事業実施主体が、施肥設計の見直しを実施するのに必要な次に掲げる施設の整備を行うものとする。

ア 土壤分析装置（pH、EC（電気伝導度）、硝酸態窒素、アンモニア態窒素、有効態りん酸、交換性石灰、苦土、加里の基本項目を分析でき、かつ、50点/日以上処理能力を有する設置型の土壤診断装置に限る。）

イ 試料前処理装置

ウ ア及びイの附帯装置

2 事業の成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体の事業対象地域内の事業対象作物において、土壤診断に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を5割以上とする。

3 目標年度

本事業の目標年度は、平成22年度とする。

4 事業実施主体

本事業の実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する次の団体とする。

ア 農業協同組合連合会

イ 農業協同組合

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

エ 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定

する団体をいう。以下同じ。)

カ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体については、事業参加農家が3戸以上あるものを実施主体とする。

5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成20年9月26日から平成21年3月31日までとする。

6 採択要件

本事業の採択要件については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 受益農家が3戸以上であること
- (2) 事業実施による成果目標を定めていること
- (3) 第3の1の事業実施計画において、地域でまとまって効率的施肥体系への転換に取り組むモデル的な地区の形成を図る取組を進めるための事業の実施方針等が明らかになっていること
- (4) 過去5年間、国庫補助により、本事業により整備できる施設の導入を実施していないこと
- (5) 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること
- (6) 当該施設の取得価格が50万円以上であること

7 事業の対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）及び生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定による生産緑地地区をいう。以下同じ。）とする。
- (2) 野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合においては、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）内においても実施できるものとする。

8 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

9 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知。以下「農業環境規範に係る生産局長通知」という。）に基づき、補助金交付を申請するまでに、当該事業の受益に係る農業者から、点検シート（農業環境規範に係る生産局長通知別記様式1に規定する点検シートをいう。）の提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

10 農業共済等の積極的活用

国は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び

事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入を指導するものとする。

11 園芸用使用済プラスチック等の適正処理

園芸用使用済プラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、本事業の事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

12 事業を実施する地域にあつては、地球温暖化対策に係る中長期的計画等の整備に努めるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成内容及び提出手続

(1) 事業実施主体は、別記様式1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出の上、別記様式2号により申請を行い、承認を受けるものとする。

(2) 事業の範囲が一の地方農政局の管轄区域、北海道の区域又は沖縄県の区域を越える場合にあつては、事業実施主体は、主たる事業所の所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係する地方農政局長等に対して、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を行うものとする。

(3) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と必要な調整を行うとともに、国は、事業実施主体に対し、その調整結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

(4) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画の審査及び承認に当たっては、必要に応じ、関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 施工箇所及び設置場所の変更
- (5) 補助事業費又は事業費の3割を超える増減
- (6) 施設の新設又は廃止

3 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、第2の6に定める採択要件及び別表に定める事項を確認し、次に掲

げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目標に沿っていること
- (2) 整備を予定している施設が、成果目標達成に直結するものであること
- (3) 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること
- (4) 施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと
- (5) 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること
- (6) 施設の投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること
- (7) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること

4 事業の着工

- (1) 事業の実施については、補助金等にかかる予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着工するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業に着工するときは、別記様式3号により速やかに着工届けを地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急活やむを得ない事情があり、事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式4号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

- (3) (2)のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、農業生産地球温暖化総合対策事業補助金交付要綱（平成20年4月1日付19生産第9733号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着工の年月日及び交付決定前の着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4) (2)のただし書により交付決定前に着工する場合にあっては、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限に留めるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）等に定めのある場合を除き、原則として、本事業の実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（(2)により事業実施主体が施設の管理を委託している場合にあつては、当該団体の長。）に対し、適正な管理運営を行うよう指導するとともに事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

6 事業実施主体は、本事業により整備した施設には、事業名等を表示するものとする。

第4 補助金の交付

本事業における補助率は、事業実施主体が本事業により整備した施設の費用の2分の1以内の額とする。

第5 融資措置

事業の推進に必要な資金については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより、農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を報告に係る年度の翌年度の7月末日までに別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が一の地方農政局の管轄区域、北海道の区域又は沖縄県の区域を越える場合にあつては、報告を受けた地方農政局長等は、関係する地方農政局長等に対し、報告の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1の事業の実施状況の報告を受けた場合は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が見込まれない又は立ち遅れていると判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

1 事業評価の実施

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、別記様式6号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、

その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局長の管轄する都道府県にわたる場合にあつては、報告を受けた地方農政局長等は、関係する地方農政局長等に対し、報告の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価又は成果報告書（以下「事業評価」という。）の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を確認するものとする。また、必要に応じて、事業実施計画、事業実施設計書等との整合性を確認するものとする。

地方農政局長等は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標の達成度に加え、費用対効果分析、事業計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。

(4) 地方農政局長等は、天災等事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

(5) (4)の指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合又は施設の利用率が事業実施計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合にあつては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式7号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を2年間延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(7) 地方農政局長等は、(6)により報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

2 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は本事業の評価を適切に実施するため、別に定めるところにより、外部有識者で構成する事業評価検討委員会を設置し、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を評価結果に反映させるものとする。

(2) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(3) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、評価結果を公表するものとする。

第8 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実

な推進に配慮するものとする。

第9 事業の実施基準

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、事業参加者が3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。

この場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式8号-1又は別記様式8号-2の事業実施主体要件適合確約書を添付するものとする。

ア 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。以下同じ。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、（ウ）及び（エ）の目標年度は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

（ア）本事業終了後5年間特定農業法人であること又は基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

（イ）特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（エ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が有する議決権又は出資額が総議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、（イ）及び（ウ）の目標年度は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

（ア）離農希望者又は営農を中止する者から、その所有する農用地、機械、施設の経営資産を継承して欲しい旨の申出があつた場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

（イ）当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

- 3 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

5 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

6 各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

7 施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

ア 補助対象事業費の内容等については、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）を準用するものとする。

イ 補助の対象とする施設は、新品によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ウ 施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新をいう。）及び施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

エ 施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うとともに実証が終了した後においても、処分制限期間までの利用計画等について、事前に十分な検討を行った上で、適切な利用が行われるよう特に留意するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

8 土地利用型作物について、受益地区内に水田がある場合は、次のア又はイの要件を満たすこと。

なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区においてア又はイの要件を満たしていること。

ア 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。

イ 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。

別表

事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日に集中することのないよう検討されていること。
3 施設の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
4 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
5 施設の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
6 施設の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
7 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
8 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、当該投資効率が1.0以上であること。
9 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
10 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
11 附帯施設について、不要なものがないこと。
12 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
13 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること）。
14 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
17 施行方法の選択が適切になされていること。
18 入札の方法に関する知識を有していること。
19 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
20 地元関係者との合意形成が図られていること。
21 その他、法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式 1 号

事業実施年度		平成	年度
整備事業	目標		

施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施計画書

事業実施主体名
都道府県・市町村名
地 区 名

1 全取組共通

第1 事業計画総括表

施肥低減体系緊急導入促進整備事業の内容等

都道府県名 及び市町村名	事業実施主体名 及び地区名	施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容又は取組の内容について	目標数値			対象作物等名 (作物名)	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	しゅん工予定又は完了年月日	事業費	負担区分			補助率	備考	
						現状	目標	増減 (増減率等)		戸数	面積、出荷量、処理量					国費	自己資金	その他			
〇〇県 〇〇市	〇〇農協 〇〇地区			(例)	(例)	(平成〇年度)...	(平成〇年度)...		(例)	戸	ha, t			〇年〇月〇日	円	円	円	円	%		
				(例)	(例)	(平成〇年度)...	(平成〇年度)...		(例)						〇年〇月〇日						
						小計															

- (注) 1 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。
 2 「対象作物等名(作物名)」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物別を記入し、()書で作物名を記入すること。また、複数作物を併記できるものとする。
 3 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

第2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地：)

① 区 分	各種指定等の状況								主要農作物の作付面積 (作付面積上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売額上位順) (ha)		事業対象農作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物区分内におけるその 他作物の作付面積 (ha)		備 考	
	全域指定の場合：○ ※△の場合 一部指定の場合：△ 区分： 指定無しの場合：× 割合：				特定 農山 村	振興 山村	過疎 地域	離島 振興	半島 振興	農用 地区 域	生産 緑地	生産緑 地以外 の市街 化区域	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)		(作物名)
現 状 (平成 年度)	対象地区																	
	うち受益地																	
目 標 (平成 年度)	対象地区																	
	うち受益地																	

- (注) 1 対象地区は、受益地を含む市町村等の出荷単位等とする。なお、市町村等が複数にわたる場合には、その合計を記入する。
- 2 受益地の範囲が対象地区の範囲と同じである場合は、「うち受益地」の欄は記入不要とする。
- 3 「各種指定等の状況」の欄において、「△(一部指定)」であった場合は、その一部指定の占める割合(%)を記述するとともに、指定、非指定の分かる資料(字の一覧表、色分けした地図等)を添付すること。
- 4 「事業対象作物と同じ作物区分内におけるその他作物の作付面積」の欄における作物区分とは、土地利用型作物、地域特産物、果樹、野菜、花きの5つの区分とし、当該欄には、事業対象作物以外のその同一区分の作物の作付面積を記入すること。
- 5 その他地域の立地条件(気象、地形条件)等で特に記述すべき事項があれば、添付等するものとする。

(その他、地域の立地条件)

第3 事業の実施方針

1 事業実施地区における現状と課題

--

(注) 事業実施地区における現状を踏まえ、幅広く数値等も交えて肥料体系の効率化に係る課題を具体的に記述すること。

2 課題を解決するための対応方針

(1) 総括方針

--

(注) 1の課題に対応させて記述すること。

(2) 事業の詳細とその具体的な成果目標及び取組

事業の種類			
事業の種類の詳細	※どのような点が効率的施肥体系のモデル的・先進的な取組となっているのかを数値等も交え具体的に記述すること。		
具体的な成果目標及び取組			
目標			
成果目標の具体的な内容			
具体的な取組の内容			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠	※現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。		
事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	※客観的な手法（方法）により検証できることを原則とする。		

- (注) 1 「具体的な成果目標」が複数ある場合は、「具体的な成果目標」の欄を適宜追加して記入すること。
 2 「具体的な数値等」の欄については、目標に対応した具体的な値を記入すること。

(3) 事業実施主体の自発的な取組内容と目標
具体的な取組内容と目標

現状及び課題	課題を解決するための目標	具体的な取組の内容 (課題への対応等)	備考

(注) (2) 以外の事業実施主体自らの自発的な取組について記述するものとする。

第4 事業実施計画の詳細

1 規模決定基礎等

(1) 規模決定基礎

※整備事業の規模決定をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、利用計画、機械・施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 事業実施予定場所等

事業の内容（施設等名）	導入予定場所	面積	取得方法	取得時期	備考
	(市町村) (番地)	(㎡)		年 月	

2 機械・施設の整備状況及び利用計画等

(1) 既存の施設の利用状況

実施年度	事業等名	事業の内容 (施設名)	事業実施 主体名	受益 農家 戸数	受益面積 処理量 (ha、t)	規模・ 能力	仕様	事業費	利用の状況に関する説明	
									利用率(%)	

- (注) 1 整備しようとする施設に関連する既存施設について記入する。
 2 「事業等名」の欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載する。
 3 「利用率」の欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。
 4 「利用の状況に関する説明」の欄には、既存の施設がありながら新設の施設を導入する理由を簡潔に記述する。(利用率=実際の使用÷計画目標)
 5 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付する。

(2) 施設の利用計画

ア 施設利用計画

施設名	作目及び 作物・畜 種名	利用期間		利用日数		月別利用計画											年間処理・ 生産量	備考	
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月			3月
		月旬 ～月	月旬 ～月	日	日														

- (注) 月別利用計画の欄については以下の点に留意し、記載すること。
 1 施設の内容に応じた客観的指標(単位は任意)又は具体的内容(作業体系)を記述すること。

イ 施設利用計画

施設の種類 (施設名、事業対象作物等名)		区分	当該施設の受益面積等 (現行)		当該施設の受益面積等 (目標)		当該施設の 目標年度の 処理量 a	処理量の過去3カ年の実績						備考
			(ha 若しくは頭羽数)	地区の カバー率	(ha 若しくは頭羽数)	地区の カバー率		3年 前 b	利用率 b/a	2年 前 c	利用率 c/a	前年 度 d	利用率 d/a	
施設名	作物名	既存施設	ha	%	ha	%	t	t	%	t	%	t	%	
		本事業の 導入施設												
計														

- (注) 1 新たに本事業で施設を導入する事業実施地区において、本事業で導入する施設及びその他補助事業等で導入した同種の施設について、事業対象作物別に記入する。
- 2 「既存施設」の欄は、現在まで各種補助事業等で導入した施設とし、その施設が複数ある場合は、欄を適宜区分してすべて記入する。
- 3 カバー率は、当該地区の作付面積に対する当該施設の受益面積の比(%)を記入する。
- 4 なお、コスト低減、経費の節減等の観点から事業計画の外、当該施設を利用可能な他作物についての利用が図られているものについては、「備考」の欄に記入する。
- 1 参考として、市町村又は農協管内の当該施設に係る施設設置状況及びカバー率が分かる資料を添付する。

ウ 施設の貸付けに関する計画

対策事業名	事業種目名	対象装置・施設名	受益 農家 戸数	貸付対象	貸付期間	管理の役割分担
				例 〇〇運営組合	例 年間通じて貸付け	例 通常の保管場所 整備点検の実施者

(3) 施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施 行 方 法		
	代行施行業者選定方法	
	代行施行候補業者名	
施 工 業 者 選 定 方 法		
入札（競争見積）による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注) 1 記入に当たっては、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いの制定について」(平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)の第1に注意すること。
- 2 工種ごと(土木工事、建築工事、製造請負工事等)で施行方法が違う場合は、工種ごとに区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行」のいずれかを記入する。
 なお、代行施行の場合は次のとおりとする。
- (1) 「代行施行業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入する。
- (2) 「代行施行候補業者名」の欄は、当該事業の計画策定時点における競争候補業者名をすべて記入する。
- 4 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「施行における競争見積」又は「随意契約」のいずれかを記入する。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのかに係るその考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札への立会いが予定されている場合に、入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのか記入する。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

(4) 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用見込み

課税標準の特例措置の活用見込み	不動産取得税	固定資産税
-----------------	--------	-------

- (注) 1 活用する見込みのものを「○」で囲むものとする。
 2 不動産取得税の課税標準の特例措置とは、地方税法附則第11条1項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する保管、生産及び加工の用に供する施設が対象である。
 3 固定資産税の課税標準の特例措置とは、地方税法第349条の3第4項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置で1台又は1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

(5) 各種制度資金の利用計画

1 農業近代化資金	借入資金額	千円
2 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3 その他資金名(具体的な資金)	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び都道府県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入する。

4 添付資料

- ア 事業実施地区の位置図
- イ 施設の規模決定根拠
- ウ 施設の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(2社以上)及び導入装置・施設のカタログ
- エ 管理運営規程等
- オ 収支計画
- カ 農家意向調査結果
- キ 土地利用型作物のうち麦大豆の取組にあつては、産地計画
- ク 果樹の取組にあつては、産地計画(産地計画の策定になじまない場合を除く。)
- ケ 野菜の取組にあつては、産地強化計画(産地強化計画がない場合はそれに準ずる資料)
- コ その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

第5 その他

1 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他 具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

(注) 果樹又は茶等に係る事業については、事業実施市町村において実施又は計画されている樹園地の再編・基盤整備に関する事業（畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、樹園地の保有合理化に関する事業、その他これらに類する都道府県・市町村単独事業）等について記入し、事業内容の欄には、本事業の受益地区との関係についても記入する。

2 事業実施主体の概要及び活動状況

(事業実施主体が、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体の場合で施設又は、機械を導入する事業を実施する場合に作成する。)

(1) 事業実施主体の概要

事業実施主体名： _____
 事業実施主体の設立年、月： _____
 事業実施主体の構成戸数： _____ うち担い手の戸数 _____
 組織の経理を担当する者の人数： _____

(2) 事業実施主体の活動状況

事業実施主体の今後の活動（事業実施年度までの活動も併せて記載する。）

(事業実施主体の今後の活動については、「規約」等を添付することにより、記載を省略できる。)

施設の利用料金の設定等についての考え方

(注) 「組織の経理を担当する者の人数」は、最低1名は選任するようにする。

別記様式 2 号

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

〔北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度施肥低減体系緊急導入促進整備事業の実施計画の（変更）承認申請について

施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領（平成20年 9 月26日付け20生産第3595号生産局長通知）
第3の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書を添付すること

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成 2 0 年度施肥低減体系緊急導入促進整備事業着工届

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつたこの事業について、下記のとおり着工しますので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費 (円)	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	

注：工程表を添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成 2 0 年度施肥低減体系緊急導入促進整備事業交付決定前着工届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

別 添

事業内容	事業実施 主 体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	しゅん功予 定年月日	理 由

別記様式 5号

施肥低減体系緊急導入促進整備事業の事業実施状況報告(平成 年度)

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

〔北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領(平成20年9月26日付け20生産第3595号
生産局長通知)第6の1の規定により別添のとおり報告する。
(別添)

実施年度		平成	年度
整備事業	目標		

施肥低減体系緊急導入促進整備事業事業実施状況報告書

事業実施主体名(計画主体名)

都道府県・市町村名

地 区 名

(注) 別記様式1号の実施計画書に準じて作成すること。

第1 事業実施総括表

施肥低減体系緊急導入促進整備事業の実施内容等

都道府県名 及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	施設 の 所在地	事業 種類	目標	成果目標の具体的な内容又は取り組みの内容について	目標数値		達成状況 (平成○年度)		対象作目・畜種等名 (作物・畜種名)	受 益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	完了年月日	事業費	負担区分				補助率	備考
						計画策定時の値	目標値	現状値	達成率		戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数					国費	都道府県費	市町村費	その他		
○○県 ○○市	○○農協 ○○地区			(例)	(例)	(平成○年度)	(平成○年度)	(平成○年度)		(例)	戸	ha, t			○年 ○月 ○日	円	円			円	%	
				(例)	(例)	(平成○年度)	(平成○年度)	(平成○年度)		(例)					○年 ○月 ○日							
					小計																	

(注) 1 別記様式1-1号に準じて記入すること。

2 「目標数値及び達成状況」の欄については、実施計画書で記入した目標数値を記入するとともに目標年度における達成数値を記入すること。

第2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地：)

区 分		主要農作物の作付面積 (作付面積上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売額上位順) (ha)		事業対象農作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物区 分内におけるその他作物の 作付面積(ha)(作物名)	
		(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	
実 施 年 (平成 年度)	対象地区								
	うち受益地								
目 標 (平成 年度)	対象地区								
	うち受益地								
2 年 目 (平成 年度)	対象地区								
	うち受益地								

- (注) 1 別記様式1号に準じて記入すること。
 2 その他地域の事情等で特に記述すべき事項(激甚災害の発生等)があれば、添付等するものとする。

(その他、地域特殊事情)

第3 事業の実施効果

1 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価

--

(注) 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

2 施肥低減体系緊急導入促進整備事業の実施により発現した効果

成果目標の具体的な内容	指 標	実施前 (年)	実施年 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	目標値 (年)

3 事業実施主体の自発的な取組の状況

当時の現状及び課題	課題を解決するために設定した目標	具体的な取組の内容 (課題への対応等)	取組の評価 (成果)	取組年度 (取組時期)	具体的な数値等				備考
					当時の状況値 (平成〇年度)	目標値 (平成〇年度)	現状値 (平成〇年度)	増減 (増減率等)	
(例)									

(注) 施肥低減体系緊急導入促進整備事業のより効果的な実施を図るために事業実施主体が自発的に実施した取組を記入すること。

第4 事業の実施効果の詳細

1 事業の効果（詳細）

(1) 事業実施状況等

条件整備	指標	事業完了年度 (年)	2年目 (年)	目標 (年)
施設整備	利用面積 (ha)			
	利用率 (%)			
	収支差 (千円)			
	収支率 (%)			
	累積赤字 (千円)			

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入/支出×100とする。

(2) 事業の効果及び改善方策

	事業の効果	課題	改善方策 (改善の必要がある場合)
事業完了年度 (平成〇年度)			
2年目 (平成〇年度)			

(事業の目的に即して施設の有効利用等について、その改善状況、事業の目標達成状況を総括的に記述すること。なお、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。)

(3) 費用対効果分析 (投資効率)

「強い農業づくり総合対策及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により算出し、それを添付するものとする。

第5 その他

1 施設の施行方法について

施行方法名	施行方法の該当項目
	()

(注) 1 施行方法名の欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「系統施行」のいずれかを記入する。

2 直営施行又は請負施行で施行した場合は、施行計画における該当項目の欄に入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入し、随意契約の場合はその理由を()に記入する。

2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用実績

課税標準の特例措置の活用実績	不動産取得税	固定資産税

(注) 1 活用したものを「○」で囲むものとする。

2 不動産取得税の課税標準の特例措置とは、地方税法附則第11条1項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する保管、生産及び加工の用に供する施設が対象である。

3 固定資産税の課税標準の特例措置とは、地方税法第349条の3第4項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置で1台又は1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

3 各種制度資金の利用実績

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名(具体的な資金)	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び都道府県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入実績がある場合は資金別に記入する。

別記様式5-2号

施肥低減体系緊急導入促進整備事業の事業実施状況報告(平成 年度)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名

代表者氏名

印

施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領(平成20年9月26日付け20生産第3595号
生産局長通知)第6の1の規定により別添のとおり報告する。

別記様式6号

施肥低減体系緊急導入促進整備事業の評価報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

印

施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3595号生産局長通知）第7の1の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

(別添)

施肥低減体系緊急導入促進整備事業に関する事業評価シート

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	取組名	事業実施年度	成果目標の具体的な内容	成果目標関係			事業評価の検証方法	費用対効果分析関係		事業計画の妥当性	適正な事業執行	地方農政局長等の意見
						現状値	目標値	結果		計画値	結果			
〇〇県	〇×市	(例) 〇〇農協		20年度										

- (注) 1 費用対効果分析は、事業採択時と同様の方法で実施すること。
- 2 実施要領第7の1の(4)により、地方農政局長が災害等により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断した場合は、その旨を地方農政局長等の意見の欄に記述すること。併せて、代替案で事業評価を実施した場合は、一段下の欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。
- 3 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。
- 4 適切な事業執行の欄には、事業が適切に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

別記様式7号

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長殿

〔北海道にあつては生産局長、沖縄県
にあつては沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

印

施肥低減体系緊急導入促進整備事業（平成20年度）で取得
又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成20年度において施肥低減体系緊急導入促進整備事業で取得又は効用が増加した施設
について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施すること
とするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定め
る事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
- 4 改善方策
(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解
決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整 備 事 業	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策 定 時 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	改 善 計 画 策 定 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設整備 (注2)	利用面積 (ha)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入/支出×100とする。

別記様式8号-1

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針
(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2. 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標 年
利用集積面積(ha)						
集積率(%)						
達成率(%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高(千円)	割合(%)	
					達成率(%)
現在 年					
1年目					
2年目					
目標 年					

4. 雇用者数

	現在 年	1年目	2年目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領(平成20年9月26日付け20生産第3595号農林水産省生産局長通知)第9の2のに基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名			
出資比率	公共的団体	%	
	①地方公共団体	%	②農協等 %
	その他	%	
	①農家	%	②企業 % ③その他 %

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

3. 雇用者数

	現在 年	1 年 目	2 年 目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率 (%)				

上記のとおり、施肥低減体系緊急導入促進整備事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3595号農林水産省生産局長通知）第9の2に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印